

第10章 ロシア

内国民待遇

廃車税の導入

ロシア政府は、2012年9月、WTO加盟(2012年8月)に伴い自動車輸入関税を削減する一方で、「製造及び消費廃棄物に関する連邦法」を改正し自動車に対する廃車税(リサイクル税)を導入、2013年10月に廃車税の改正法を採択し、2014年1月1日付で施行された。改正法の下では、①ロシア国内生産者に対する免税制度、②関税同盟諸国からの輸入車に対する免税制度、③免税要件であるローカルコンテンツ要求が廃止され、内外差別的要素は基本的に是正された。他方、輸入中古車とロシア国産車との間で税率が大きく異なり、また、ロシア中古車には、新車の際に廃車税が課されていれば中古車として販売される場合に追加的な廃車税は課せられない点は、依然是正されていない。また、2018年4月からリサイクル税を計算する際の係数が引き上げられている。中古車に対する高額の税負担は、例えばある特定国からは専ら中古車を輸入している場合等には、当該国に対する事実上の差別として最恵国待遇ないし内国民待遇違反の疑いが生じる可能性がある。我が国としては引き続き、改正法及び関連の実施規則の施行・運用状況を注視し、必要に応じてWTO協定に整合的な運用を求めて働きかけを行っていく。

詳細は2017年版不公正貿易報告書149-150頁参照。

関税

関税構造

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。関税、関税率、譲許率、譲許税率の定義は、第5章1を参照。

<措置の概要>

ユーラシア経済連合関税基本法及び関連法規において、関税制度、輸入関税、輸出関税、季節関税、特殊関税(アンチ・ダンピング関税、相殺関税、特別セーフガード関税)及び統一の関税手続などが規定されている。輸入関税については、ユーラシア経済同盟加盟国には原則として統一された税率、開発途上国を原産国とする製品にはMFN税率の75%、後発開発途上国は免税が適用される。対日輸入適用税率には、MFN税率が適用される。

ロシアの2021年時点の非農産品の単純平均譲許税率は7.1%であるが、乗用車(最高20%)、家具(最高17.5%)、衣料品(最高17.5%)、玩具(最高15%)、ゴム製品(最高15%)等の高い譲許税率が存在する。なお、非農産品の譲許率は100%であり、2021年時点の非農産品の単純平均実行関税率は6.1%であった。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるというWTO協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

2014年5月、ロシア、ベラルーシ、カザフスタンの3カ国はユーラシア経済共同体宣言（the Declaration of the Eurasian Economic Integration）に合意し、ユーラシア経済同盟協定（Treaty of the Eurasian Economic Union）を締結した。その後、同年12月にはアルメニアが、2015年5月にはキルギスがそれぞれ加盟し、5カ国の加盟となっている。ユーラシア経済同盟（EAEU；Eurasian Economic Union）の対外共通関税はロシアの譲許税率を基準としている。2018年1月、統一の通関手続き等を定めたユーラシア経済同盟関税基本法が発効した。

輸出税を巡る措置

丸太輸出税**<措置の概要>**

ロシア政府は、2007年2月、前年12月に発効したロシア新森林法の追加的措置として、丸太の輸出税引き上げ及び木材製品の輸出税引き下げ等を発表した。これらの措置は、ロシア国内での木材加工産業の発展を目的とし、諸外国からのロシアの木材加工業界への投資促進を図るためのものであった。これにより、我が国への輸出が多い針葉樹丸太の場合、2007年7月にそれまで6.5%であった輸出税率が20%に、2008年4月に25%に引き上げられ、さらに引き上げる動きもみられた。

本措置については、①当時、世界最大の丸太輸出国（全世界の丸太輸出力の約33%を占める）であるロシアによる措置であること、②本措置の最終税率が実行された場合、丸太輸出禁止措置と同様の効果を持つ恐れがあること、③輸出税の引き上げが極めて短期間に行われ、ロシアの国内木材加工産業への投資が必ずしも十分に見込めないこと等から、ロシア材の供給が十分に行われず世界の木材市場へ大きな影響を及ぼすことが懸念された。このため、本措置の導入以降、我が国やスウェーデン等のロシア産丸太の輸入国は様々な機会を通じ、本措置に対する懸念をロシア政府に伝達

した。結果的に、さらなる税率の引き上げは行われず、丸太輸出税は25%（又は15ユーロ/m³のいずれか高い額）で据え置かれた。

2012年8月に、ロシアがWTOに加盟し、ヨーロッパトウヒ、ヨーロッパモミ、ヨーロッパアカマツの丸太等に賦課されていた輸出税の一部が変更され、低税率が適用される輸出枠が設定されると同時に、枠外の輸出税率が引き上げられた。具体的には、枠内について、税率がヨーロッパアカマツで15%に、ヨーロッパトウヒとヨーロッパモミで13%に引き下げられる一方、輸出枠超過分については税率が80%（ただし55.2ユーロ/m³を下回らない）に引き上げられた。

一方、我が国への丸太輸出の多くを占めてきたエゾマツ、トドマツ、カラマツについては、輸出税は25%で維持されていたが、2017年12月に、ロシア政府は極東における新たな木材加工施設建設の奨励、木材加工産業の新規雇用創出を目的として、400万m³の輸出枠を設定し、枠内の輸出税を6.5%に引き下げ一方、枠外の輸出税を2019年以降段階的に引き上げる（2019年は40%、2020年は60%、2021年は80%）ことを決定した。2019年10月には、枠内の輸出税を13%に引き上げた。

2022年1月から、丸太（白樺、ポプラ・アスペン、ユーカリなど一部樹種を除く）の輸出が原則禁止された（ただし、北朝鮮、フィンランドとの国境2地点を通じた輸出は可能）[1]。また、2022年1月から2022年12月まで（その後、2025年12月末まで3年間延長）、含水率22%超の未乾燥製材（針葉樹と特定の広葉樹）に対して、輸出税（①厚さ、幅とも10cm以上の場合、針葉樹で200ユーロ/m³、広葉樹（ナラ、ブナ、トネリコ）で250～370ユーロ/m³、②厚さ又は幅が10cm未満の場合、10%（ただし、針葉樹は13ユーロ/m³以上、ナラは15ユーロ/m³以上、ブナ、トネリコは50ユーロ/m³以上）が課された[2][3]。

<国際ルール上の問題点>

丸太輸出禁止措置は、数量制限の一般的禁止を規定するGATT第11条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

[1] 2021年7月20日付けロシア政府政令No.1225

[2] 2021年11月27日付けロシア政府政令No.2068

[3] 2022年12月28日付けロシア政府政令No.2484

2022年1月から実施された丸太輸出の原則禁止については、今後、必要に応じて、マルチ（多国間協議）、バイ（二国間協議）などの場を通じて改善を働きかけていく。